



人に学び・物に学び・自然に学ぶ

三室中だより

《学校教育目標》 令和6年度第3号 令和6年5月31日(金)発行
自ら学ぶ生徒の育成 心豊かな生徒の育成 健康でたくましい生徒の育成

さいたま市立三室中学校

〒336-0912 ばんば
さいたま市緑区馬場1-38-2

学校 048-874-2331

FAX 048-810-1125

相談室 048-876-1731

<http://mimuro-j.saitama-city.ed.jp>

いじめを許さない機運を高めよう

校長 廣江 剛

青葉若葉の季節となりました。今年も5月4日(土) 祇園岩船竜神祭に地域からお誘いをいただき、昨年より倍近い76名の生徒が自ら進んで参加しました。関係者の方々からは、「お陰で大変盛り上がった」「三室中生頼りになる」とお褒めの言葉をたくさんいただきました。右の写真は、国昌寺の「開かずの門」が年1回のこの日のために開いた瞬間、生徒が担ぐ竜が飛び出すところです。この貴重な光景をみるために、遠方よりツアーを組んで見学に来られている方もいました。



さて、市内の小・中学校は、6月を「いじめ撲滅強化月間」としてしています。いじめが急激に増える時期だからです。6月にいじめが増える理由は様々ありますが、4・5月は、誰もが新しい集団の中で様子を伺いながら緊張感をもって生活しているけれども、徐々に慣れて集団の中での力関係の再構築が始まるのが原因の一つと言われています。本校は、昨年度年間13件のいじめを認知しました。いじめを認知したら「三室中学校いじめ防止基本方針」に則り、「学校いじめ対策委員会」の臨時部会(対応に必要な職員)を即時開催し、管理職の指示のもと組織的に対応にあたります。次に校内委員会(生徒指導部会や教育相談部会の職員)で対応方法について改めて協議するとともに、必ず教育委員会にも報告をしています。最終的には、学期に1回程度開催する定例会(学校運営協議会を中心とする関係職員・地域代表者等)で対応やいじめ防止対策について様々な角度から御意見をいただきます。認知したいじめは、最低でも3カ月間は、全職員による見守りを継続し、いじめが続いていないか、苦しい思いをしていないか慎重に判断し、最終的に被害者及びその保護者の確認を得て解消という判断をしています。学校としては、どんな軽微ないじめであっても積極的に認知しているつもりですが、全てのいじめを認知できたとは考えていません。SOSを出さずに我慢した生徒もいるのではないのでしょうか。いじめは、ない方がいいに決まっていますが、「どの学級にもどの生徒にも起こり得るもの」と認識し、早期発見・早期解決を図ることが学校の使命と捉えています。程度に関わらず、心理的・物理的行為により被害者が「苦痛」と感じていれば、それは、いじめです。躊躇せずに信頼できる大人に相談をするようお願いいたします。

また、いじめの防止には、いじめを許さない機運を高めるための生徒の主体的な活動がとても大切です。本校では、「子どもいじめ対策委員会」を中心に「いじめ撲滅三室中宣言」を令和3年に策定しました。本年度も6月14日にいじめ防止に向けた生徒朝礼を行います。さらに8月6日には、市主催の「ストップいじめ!子どもサミット」に生徒代表と教員が参加することになっています。小・中一貫の取組を軸とした児童・生徒の主体的な活動がますます充実していくよう努めてまいります。